

エコタウンに向けた補助金のお知らせ

市では、地球温暖化防止対策の一環として、右記の設備や工事に対して補助金を用意しています。
 ※申請に必要な条件等がありますので、詳細はお気軽に環境推進課（市役所4階）へお問い合わせください。なお、申請枠が終了次第受け付けを終了します。
 ★環境推進課 ☎ 25- 1 2 4 9

| 申請受付開始 | 補助金の種類 | 対象 |
|----------|----------------------|---|
| 4月1日(水)～ | 住宅用エネルギーシステム設置補助金 | HEMS、太陽熱利用システム、地中熱利用システム、(新規)蓄電システム |
| | 住宅省エネ改修補助金 | 屋根の高遮熱塗装工事、断熱材設置工事、断熱ガラス等設置工事、遮熱フィルム貼付工事 |
| | 事業所用エネルギーシステム導入事業補助金 | 事業者向けの創エネ・省エネ設備の補助金 |
| 5月1日(金)～ | 住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 電力の購入開始年月日が令和2年4月1日以降であり、かつ余剰電力買取契約の設備であること |

ごみ捨てに、マナーの心を持ちましょう ～その捨て方に、困っている人がいます～

不法投棄は犯罪行為です

市には不法投棄（みだりに廃棄物を投棄する行為）や、ごみ出しのルールを無視した違反排出に困っているという数多くの相談が寄せられています。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反すると5年以下の懲役又は1,000万円（法人には3億円）以下の罰金が科せられる「犯罪行為」です。市では職員による市内パトロールを行い、特に悪質な不法投棄を発見した場合には、警察の協力のもと現場確認や捜査依頼を行っています。

不法投棄は絶対に行わず、適切な方法で処分してください。



不法投棄をさせないために

不法投棄は、右記のような場所が標的となる傾向にあります。投棄した者が見つからない場合、管理者責任によって自ら処分をしなければならなくなります。このような被害を防ぐためには、土地所有者に土地を適切に管理していただき、不法投棄されない環境作りが重要です。
 ★環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 2

| 標的となりやすい場所の特徴 | 防止策 |
|---------------|---|
| 人通りが少ない場所 | 人が勝手に入れないように、周囲に柵などを設置する。こまめに足を運ぶ。 |
| 雑草などが繁茂した土地 | 日頃から草刈りや木の枝の剪定を行い、清潔にしておく。 |
| すでにごみが捨ててある場所 | ごみを長期間放置しない。近隣にお住まいの方と協力し合い、不審者や見慣れない車等に目を光らせる。 |

土砂のたい積には許可が必要です

「本市土砂の堆積の規制に関する条例」により、埋立てや盛土などを行う面積が500平方メートル以上の場合、市長の許可が必要です（ただし、3,000平方メートル以上の場合は埼玉県知事の許可）。この条例は、土砂のたい積に関して、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂のたい積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的としております。

土砂のたい積を行う場合は、たい積する高さ及びのり面のこう配等の基準があり、適合しない場合は許可ができません。許可申請を行う前に、土砂のたい積計画書をご持参の上、環境推進課にご相談ください。詳しい許可申請の方法については、環境推進課へお問い合わせください。



★環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 3

使い捨てライターやスプレー缶は 使い切ってから捨てましょう

中身が残ったままの使い捨てライターやスプレー缶が収集所に出されると、ごみ収集車の火災事故の原因となります。実際に、令和2年2月の収集では火災事故が発生しており、警察や消防が出動する騒ぎとなりました。火災事故が発生すると、収集従事者だけでなく近隣住宅や通行人が危険にさらされるほか、その後の収集に大幅な遅れをきたしてしまいます。

ライターはガス抜き「可燃ごみ」に、スプレー缶はガス抜き「資源ごみ」に出してください。なお、ガス抜き時は、必ず火の気のない風通しのよい屋外で行いましょう。

★環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 2

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

| 回収場所 | 日程 | 時間 | 問合せ先 |
|-----------------------------|--------------------|-----------|------------------------------|
| アスピアこだま | 4月5日(日) 5月3日(日) | 午前9時～11時 | ハートtoハート(佐久間さんち) ☎22-9300 |
| 本庄市役所 | 4月19日(日) | 午前9時～午後1時 | 佐久間さんち ☎22-9300 |
| 本庄南公民館 ※布類回収も実施 | 4月11日(土) | 午前9時～11時 | ポノポノ ☎23-2195 |
| 就労継続支援B型事業所「佐久間さんち」(本庄高校北側) | 4月17日(金) | 随時受付 | |

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。
 ※本庄市役所での回収時間が変更になりましたのでご注意ください。

令和2年1月分のごみの量
(可燃・不燃・有害・粗大)

家庭系ごみ排出量 1,574.80t

1人1日当たり排出量 649g

前年同月比 -52g (-7.41%)

事業系ごみ排出量 761.83t

1人1日当たり排出量 314g

前年同月比 +37g (+13.36%)

※埼玉県内1人1日当たりのごみ排出量(平成29年度実績)
 家庭系ごみ521g、事業系ごみ199g

埼玉県平均ごみ排出量に比べ、本庄市の量は大幅に上回っています。生ごみの水切りや資源物の分別など、身近なところからごみの減量化・資源化に更なるご協力をお願いします。

